

和心の家

重要事項説明書

当事業所が提供する指定通所介護及び吉田町介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業（以下「通所介護」という）のサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社NAGOMI
主たる事務所の所在地	〒421-0304 静岡県榛原郡吉田町神戸2608番地の2
電話番号	0548-23-7537
代表者（職名・氏名）	代表取締役 河守 計俊
設立年月日	平成 29年 12月 1日

2. 事業所の概要

事業所の名称	和心の家		
事業所の所在地	〒421-0304 静岡県榛原郡吉田町神戸2608番地の2		
電話番号	0548-23-7537		
F A X 番号	0548-23-7538		
指定年月日・事業所番号	平成30年10月 1 日指定	2275500896	
実施単位・利用定員	1 単位	定員 23名	
通常の事業の実施地域	吉田町、牧之原市（坂部・勝間・勝俣・静波・道場・中・仁田・細江）、島田市（南原・井口・中河・大柳南・船木・岡田・月坂）、焼津市（旧大井川町全域）、		
第三者評価の有無	有 ・ 無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

3. 事業所の設備の概要

食堂兼機能訓練室	82.56㎡
機能訓練室	23.34㎡
浴室	一般浴槽2 2.56㎡ 1.92㎡
事務室兼相談室	9.93㎡
静養室	ベッド2 9.93㎡
トイレ	車いす対応2 2.65㎡ 1.81㎡

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時20分から午後4時30分

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して通所介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(令和8年6月9日現在)

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人	人	人
生活相談員	人	2人	人	1人
看護職員	人	人	人	4人
介護職員	人	2人	7人	5人
機能訓練指導員	人	人	人	4人

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）除した数です。

6. 運営の方針

当事業所は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ心身機能の維持向上を目指し、入浴、食事、機能訓練、各種レクリエーションなどのサービスを提供する事によって、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

7. 提供するサービスの内容

- ・ 食事の提供及び介助
- ・ 入浴の提供及び介助
- ・ 排泄の介助
- ・ 更衣の介助
- ・ 利用者移動、移乗の介助
- ・ 服薬介助
- ・ 日常生活動作を通じた機能訓練
- ・ レクリエーションを通じた機能訓練
- ・ 個別訓練
- ・ 口腔ケア
- ・ 健康状態の確認
- ・ 送迎
- ・ 日常生活における介護等に関する相談及び助言
- ・ 趣味、趣向に応じた創作活動等の場の提供

8. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 指定通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費】

所要 時間	利用者の 要介護度	通所介護費（1回あたり）				
		単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
7時間 以上 8時間 未満	要介護1	658	6,580 円	658 円	1,316 円	1,974 円
	要介護2	777	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
	要介護3	900	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
	要介護4	1023	10,230 円	1,023 円	2,046 円	3,069 円
	要介護5	1148	11,480 円	1,148 円	2,296 円	3,444 円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算等の種類	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
入浴介助加算	40	400 円	40 円	80 円	120 円
個別機能訓練加算 (I) イ (1日あたり)	56	560 円	56 円	112 円	168 円
口腔機能向上加算 (II) (月2回まで)	160	1,600 円	160 円	320 円	480 円
科学的介護推進体制加算 (1月あたり)	40	400 円	40 円	80 円	120 円
個別機能訓練加算 (II) (1月あたり)	20	200 円	20 円	40 円	60 円
ADL維持等加算 (I) (1月あたり)	30	300 円	30 円	60 円	90 円
ADL維持等加算 (II) (1月あたり)	60	600 円	60 円	120 円	180 円
介護職員等処遇改善加算 (II) ロ	(基本利用料+各加算-減算) × 11.8%				
送迎未実施減算 (片道につき)	▲47	▲470 円	▲47 円	▲94 円	▲141 円

- ※ ☒記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
基本利用料は、所定の単位数に10円を乗じて得た額です。
- ※ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- ※ 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数が所定単位数に加算されます。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合には、当該加算の期間が終了した月の翌月から更に3月以内に限り、引き続き1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数が所定単位数に加算されることがあります。

(2) 園田町介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業の利用料

[基本部分：吉田町介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業費]
(吉田町)

	利用者の 要支援度	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
1カ月につき	要支援1	17,980 円	1,798 円	3,596 円	5,394 円
	要支援2	36,210 円	3,621 円	7,242 円	10,863 円

【加算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算等の種類	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
口腔機能向上加算(Ⅱ) (月1回まで)	160	1,600 円	160 円	320 円	480 円
科学的介護推進体制加算 (1月あたり)	40	400 円	40 円	80 円	120 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) □	(基本利用料+各種加算-減算) × 11.8%				
送迎未実施減算 (片道につき)	▲47	470 円	▲47 円	▲97 円	▲141 円

- ※ ☒記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
基本利用料は、所定の単位数に10円を乗じて得た額です。
- ※ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- ※ 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数が所定単位数に加算されます。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合には、当該加算の期間が終了した月の翌月から更に3月以内に限り、引き続き1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数が所定単位数に加算されることがあります。

(3) その他の費用

食費	昼食代720円 おやつ代120円
おむつ代等	紙おむつ165円/枚 紙パンツ165円/枚 パッド55円/枚 マスク代30円/枚
レクリエーション ・趣味活動材料費	材料費等実費
時間外利用料金	サービス提供時間外料金として30分毎550円をいただきます。 (30分に満たない場合も同額)

(4) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日12時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日12時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日12時までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日12時までに ご連絡がなかった場合	500円

(4) 支払い方法

ご利用月ごとに利用料を算定し、ご請求しますので翌月27日までに指定の方法でお支払いください。お支払方法は原則、口座自動引き落としとなります。

9. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・ 体調の確認
通所介護所に来所する日の朝、ご家庭での体調の確認をお願いします。気になる事などがある時は、必ず職員にお伝えください。また、発熱等体調に異常がある場合など、病気の時は通所介護のご利用はできません。
- ・ 利用時間の変更
サービスの利用時間の変更は、ご利用予定日の前日（12時）までに事業所に申出てください。
- ・ 設備・器具の利用
当事業所の設備、器具の利用に際しては、危険や事故防止のため、職員の指示に従ってください。
これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合がございます。
- ・ 機能訓練時
機能訓練の実施時には、機能訓練指導員又はその他の職員の指示に従ってください。
- ・ 迷惑行為
他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・ 金品管理
所持全品は、自己の責任で管理してください。
- ・ 送迎
送迎の時間に大幅に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があります。

10. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・ 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・ 事業者は、利用者又はその家族から予め同意を得ない限りサービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

1 1. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

1 2. 事故発生時の対応

- ・ 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡するとともに、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じます。
- ・ 当事業所は重大事故等が発生した場合には、事故の状況等の内容、対応等を記録します。
- ・ 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

1 3. 苦情相談窓口

サービスの提供について相談や苦情等については、次の窓口で対応します。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	窓口担当者：管理者 松坂 由美 ご利用時間：月曜日～金曜日（8：30～17：30） ご利用方法：面接（当事業所相談室）及び電話相談 連絡先：0548-23-7537
---------	---

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	吉田町役場	福祉課介護保険部門 介護保険
	所在地	静岡県榛原郡吉田町住吉87
	電話/FAX	TEL0548-32-2106 FAX0548-33-0361
	牧之原市役所	長寿介護課 介護保険係
	所在地	静岡県牧之原市静波991-1（さざんか1階）
電話/FAX	TEL0548-23-0076 FAX0548-23-0099	
焼津市役所	健康福祉部 介護保険課 保険給付担当	
所在地	静岡県焼津市本町2丁目16-32（市役所本庁舎2階）	
電話/FAX	TEL054-626-1159 FAX054-626-2187	
島田市役所	健康福祉部 長寿介護課	
所在地	静岡県島田市中央町1-1	
電話/FAX	TEL0547-34-3294 FAX0547-34-3289	
静岡県国民健康保険団体連合会	介護保険課	
所在地	静岡県静岡市葵区春日町2-4-34	
電話/FAX	TEL054-253-5590 FAX054-205-3315	

14. 非常災害対策

- ・ 当事業所は、定期的に防災設備等の点検をし、非常災害に関する計画を作成し、計画に基づき年1回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行います。

15. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の14日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が14日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1カ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が要介護又は要支援の認定を受けられなかったとき。
- ・ 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。※長期（90日間）に利用が見込めない時。
- ・ 利用者の要介護又は要支援認定の有効期間満了日の14日前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- ・ 利用者が事業者に対して7日以上予告期限をもって利用者が契約解除したとき。
- ・ 利用者が死亡した場合。

(4) その他

次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・ 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ・ 事業者が、守秘義務に反した場合。
- ・ 事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ・ 事業者が、倒産した場合。

その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・ 利用者の利用料等の支払いが2カ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合。
- ・ 利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス又は新しい介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をしました。

事業所 所在地 静岡県榛原郡吉田町神戸2608番地の2

名称 和心の家
介護保険事業所番号 2275500896

説明者職名 生活相談員 氏名 松坂 由美 印

私は、本書面に基づいて当事業所から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス又は新しい介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業サービスの提供開始に同意しました。

【利用者】 住 所

氏 名 印

【ご家族】 住 所

氏 名 印

【利用者との続柄】

サービスの利用にあたっての留意点

- 1 体調不良時の対応
 - ①来所する日の朝、ご家族での体調不良等、気になることなどがある時は必ず職員にお伝えください。
 - ②来所時に健康チェックを行います。随時、様子を観察を行い、体調が悪い場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。
- 2 サービスの中止、変更
 - ①以下の場合には、ご家族に連絡の上、サービスを中止または変更する場合があります。
 - A体温が37.4℃以上ある場合。
 - B下痢、嘔吐、咳、その他看護師の判断によるもの。
 - C天候不順、（降雪、台風等）または、災害によりサービスの実施が困難なとき。
- 3 送迎時間
 - ①サービス開始前に時間と搭乗場所を確認します。
 - ②予めご利用者様のご要望をお聞きした上で、他の利用者様との時間の調整をし、当事業所で決めさせていただきます。道路事情等により送迎時刻に遅延する場合があります。
- 4 緊急時における対応

ご利用中に様態の変化等があった場合には、容態により救急車の手配を行うほか、事前の打ち合わせにより緊急連絡先、主治医、居宅介護支援事業者への連絡をいたします。
- 5 喫煙

原則、ご家族と主治医の許可があれば、当事業所の指定する場所での喫煙はできます。ただし、火気については十分な配慮をお願いします。（喫煙される方は、事前にご連絡ください。）
- 6 金銭、貴重品の管理

原則として、金銭・貴重品の持込はご遠慮ください。万が一持込があった場合で、申し出があれば事業所の鍵のついているところで保管することができます。利用者同士での金銭の授受はご遠慮願います。
- 7 所持品の持ち込み

施設の構造上、最低限度必要なものに限らせていただきます。
- 8 設備、器具の利用

施設内の居室や設備、器具は職員の指示に従ってご利用できます。ただし、これに反した誤使用により破損等が生じた場合や、故意による過失については弁償していただく場合がございます。
- 9 宗教活動・政治活動

施設内での他利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮願います。